

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(2016年改正)

背景

- 1985年にオゾン層保護の基本的な枠組みとなる「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987年に同条約の下でオゾン層破壊物質の生産、消費及び貿易を規制する「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択。同議定書は、規制強化のため、1999年までに4回改正。(条約及び議定書の事務局はナイロビの国連環境計画(UNEP)に設置。2018年3月1日現在、196か国及びEUが同条約及び同議定書を締結。)
- オゾン破壊効果を有するフロンの規制に伴い、代替フロンとして使用・排出が急増したハイドロフルオロカーボン(HFC)は、オゾン破壊効果を持たないものの温室効果が高いため、HFCを同議定書の規制対象とする改正が、2016年10月にルワンダのキガリで開催された第28回締約国会合で採択。



ハイドロフルオロカーボン(HFC)は、主に冷凍冷蔵機器や空調機器等の冷媒として使用されている。

主な内容

- ◆ 先進国及び途上国それぞれについてHFC生産量・消費量の段階的削減スケジュールを規定。(議定書第2条のJ)(具体的スケジュールは右図のとおり)
- ◆ 非締約国とのHFCの輸出入を禁止。(議定書第4条)
- ◆ HFCの輸出入に関するライセンス制度の創設(議定書第4条のB)、HFCの生産量・輸出入量に関する資料の提出(議定書第7条)を義務づけ。
- ◆ 途上国のHFC削減を支援するための、先進国による同議定書多数国間基金への資金拠出を規定。(議定書第10条)

	①先進国	②途上国 (③を除く。)	③インド、 中東諸国
規制開始年	2019	2024	2028
最終削減量	85%	80%	85%
達成年	2036	2045	2047
基準年	2011～13	2020～22	2024～26

早期締結の必要性

- 発効の条件である20か国以上による締結がなされたことにより、本件改正は2019年1月1日に発効する。
- 世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献していくことが我が国の立場。グローバルな課題である地球温暖化対策に積極的に貢献する姿勢を示すためにも、発効までに締結することが重要。